

船舶事故調査報告書

令和5年6月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月3日 13時30分ごろ
発生場所	長崎県南島原市瀬詰埼西北西方沖 瀬詰埼灯台から真方位273° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯32° 35.7′ 東経130° 05.5′）
事故の概要	漁船幸福丸は、西進を開始して間もなく、また、プレジャーボート武蔵は、船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 武蔵は、船長が負傷し、左舷船尾部外板の擦過傷等を生じ、また、幸福丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 幸福丸、4.0トン KM3-28915（漁船登録番号）、個人所有 10.40m（Lr）×2.62m×0.86m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数35、昭和62年6月10日 B プレジャーボート 武蔵、5トン未満 293-40010熊本、個人所有 6.14m（Lr）×1.91m×0.97m、FRP ガソリン機関（船外機）、84.60kW、昭和59年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月29日 免許証交付日 平成31年2月25日 （令和7年1月17日まで有効） B 船長B 35歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年11月17日 免許証交付日 平成29年11月17日 （令和4年11月16日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に擦過傷、オーニング支柱に曲損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約2.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、たちうお一本釣り漁の目的で、令和4年10月3日05時30分ごろ熊本県天草市二江漁港<small>あまくさ ふたえ</small>の係留場所を出航し、06時20分ごろ瀬詰埼西北西方沖の漁場に到着してレーダーを休止状態とし、魚群探知機兼GPSプロッターを作動させ、魚群探索を行った後、船首を西方に向けて漂泊して操業を行っていた。</p> <p>船長Aは、操舵室後方左舷側の後部甲板で、左舷方を向いて立ち、左舷方に釣り竿<small>さお</small>を出して操業を行った後、潮上りを行おうと思い、13時29分ごろ同甲板の‘操舵室囲壁に設置された遠隔操縦装置の前’（以下「本件操縦場所」という。）に立ち、西進を開始して間もなく、約7ノットの対地速力となった頃、13時30分ごろ船首部に衝撃を感じたので、A船を停船させた。（写真1参照）</p>



写真1 本件操縦場所に立って操船を行う船長Aの様子

船長Aは、右舷方を見て、B船と衝突したことを知り、船長Bが顔を押しさえしていたので、船長Bのけがの状態等を確認した。

船長Aは、船長BからB船は自力航行が可能で、操船も可能であるとのことだったので、A船に追隨して二江漁港に向かうよう船長Bに伝えた。

船長Aは、B船と共に航行中、自身が所属する漁業協同組合に本事故発生の連絡を行った。

漁業協同組合担当者は、A船が帰航後、119番通報を行うとともに海上保安庁に本事故発生の通報を行った。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、05時10分ごろ天草市御領漁港の係留場所を出航し、05時50分ごろ瀬詰埼西北西方の釣り場に到着して釣りを行った後、風が強くなってきたので、天草市通詞島周辺の釣り場に移動して釣りを行った。

船長Bは、風が弱まってきたので、12時00分ごろ再び瀬詰埼西

	<p>北西方沖の釣り場に移動し、船首を西方に向けて主機を中立運転として漂泊し、操縦区画の左舷後方で左舷方を向いて立ち、左舷方に釣り竿を出して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、時々周囲を見回していたところ、13時29分ごろ船尾方250m付近に、B船に向かって接近してくるA船を認め、A船がB船を避けて航行していくと思っていたところ、A船が更に接近し、衝突の約2～3秒前、A船との衝突の危険を感じてA船に向かって大声を出して避航を促したが、B船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、B船を操船し、A船に追隨して二江漁港に向かい、到着後、救急車で天草市内の病院に搬送され、左頭頂部裂創等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、春ごろから秋ごろにかけてたちうお一本釣り漁の操業を行っており、瀬詰埼周辺の漁場で操業した経験は幾度もあった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、操舵室後方左舷側の操業を行っていた場所から見える範囲のみの見張りは行っていたものの、操舵室によって右舷前方に生じた死角を補う見張りを行っていなかったため、船首方右舷寄り近距離にいたB船の存在に気付いていなかった。</p> <p>船長Aは、ふだんから、潮上りを行う際、本件操縦場所に立って操船を行っており、本事故当時、前路に他船を視認しておらず、近距離の移動なので、ふだんと同様の本件操縦場所に立って操船しても大丈夫と思い、操縦室によって船首方に死角が生じた状態のまま航行を開始していた。</p> <p>船長Aは、近距離の潮上りであっても、船首方に死角の生じない操舵室内で操船すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、春ごろから秋ごろにかけてたちうお一本釣りを行っており、瀬詰埼周辺の釣り場には週平均で1～2回出掛けていた。</p> <p>B船には、汽笛がなく、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段も備えていなかった。</p> <p>船長Bは、B船に向かって接近してくるA船を認めた際、早めにB船を移動させてA船を避ければ良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、瀬詰埼西北西方沖で船首を西方に向けて漂泊した後に発進</p>

	<p>する際、船長Aが、操舵室後方左舷側で操業を行いながら周囲を見回してA船の前路に他船はいないと思い、本件操縦場所に立ち、操縦室によって右舷前方に死角が生じた状態のまま航行を開始したことから、A船の船首方右舷寄り近距離で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、操業時、本件操縦場所と同様の死角が生じる操舵室後方左舷側で周囲を見回していたことから、A船の船首方右舷寄り近距離で漂泊中のB船に気付かず、前路に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、瀬詰埼西北西方沖で船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、船尾方250m付近に、B船に向かって接近してくるA船を認めた際、A船がB船を避けて航行していくと思い、漂泊を続けたことから、更にA船が接近し、衝突の危険を感じてA船に向かって大声を出して避航を促したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、瀬詰埼西北西方沖において、A船が西方に向けて発進する際、B船が船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、操舵室後方左舷側で操業を行いながら周囲を見回してA船の前路に他船はいないと思い、本件操縦場所に立ち、操縦室によって右舷前方に死角が生じた状態のまま航行を開始し、また、船長Bが、B船に向かって接近してくるA船を認めた際、A船がB船を避けて航行していくと思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、近距離の潮上りを行う場合であっても、船首死角の生じない操舵室内で操船に当たるとともに、発進する前に周囲の状況を十分に確認し、安全と判断してから航行を開始すること。 ・ 船長は、自船に向かって接近してくる他船を認めた場合、早めに自船を移動させるなどの衝突を避ける措置を採ること。 ・ 船長は、汽笛等を備えていない場合、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段を備えておくこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を適切に着用すること。

付図1 事故発生経過概略図



写真2 A船



写真3 B船

